

年金 税金

国民年金保険料が変更

4月から国民年金保険料の月額が1万6540円になります。付加保険料は従来どおり月額400円です。

また納付書で前納した場合の割引額は2年度分で1万4590円、1年度分で3520円、6カ月分で810円となります。

納付書での前納は、任意の月々翌年度末の分を前納することもできます。この場合は専用の納付書が必要ですので、守口年金事務所にお問い合わせください。

※1年度分、6カ月分の前納用納付書は4月上旬に送付
 ※2年度分の前納用納付書は守口年金事務所へ申し込み
 問合せ 守口年金事務所
 ☎06(6902)3031

2年度固定資産税 縦覧と閲覧

◆縦覧制度
 土地の納税者は土地価格等総覧帳簿、家屋の納税者は家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できます。

◆縦覧期間
 4月1日(水)～6月1日(月)

◆縦覧・閲覧場所
 課税課(市役所別館2階)
 縦覧・閲覧申請に必要な物
 本人確認書類(5月上旬発送予定の固定資産税納税通知書や運転免許証など)
 ※代理人は納税義務者(会社など)

◆加入の届出
 職場の健康保険などを脱退した場合は、国民健康保険の加入の届出が必要です。

◆国民健康保険の加入・脱退の届出は忘れずに
 国民健康保険の加入・脱退の届出は忘れずに

市役所の日曜相談窓口(4月)

相談内容	とき	持ち物・業務内容・問合せ先など
マイナンバー	4月12日(日) 午前9時～正午	業務内容 通知カード・個人番号カードの交付、マイナンバーに関する相談 相談・問合せ先 市民課 ☎06(6902)5983
国民年金		持ち物 年金手帳、印鑑など ※離職した人、代理人の申請時は別途必要書類あり 相談・問合せ先 市民課 ☎06(6902)6005
市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料納付	4月26日(日) 午前10時～午後3時	※国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付相談は南部市民センターでも受付可。ただし、納付書・保険証の発行は不可のため後日郵送 ※証明書の発行などは不可 相談・問合せ先 債権管理課 ☎06(6902)5935

南部市民センター内サービスコーナーをご利用ください

取扱内容	<ul style="list-style-type: none"> ○平日…住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本、戸籍附票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑の登録と廃止、年金現況届の証明、住居表示証明書、身分に関する証明、不在住証明書、課税(所得)証明書 ほか ○土・日曜日、祝日…住民票の写し、印鑑登録証明書、住民票記載事項証明書、年金現況届の証明、住居表示証明書 ほか ※月曜日が祝日の場合は休館
問合せ先	南部市民センター ☎072(885)1141

◆人権に関する相談
 費用は無料で、秘密は厳守します。

◆市人権協会相談員による相談
 とき 平日
 午前9時30分～午後5時30分
 ところ 相談室3
 (市役所別館3階)

◆人権擁護委員による相談
 とき 第2・第4水曜日
 午後1時30分～3時30分
 ところ 相談室2
 (市役所別館3階)

相談員 人権擁護委員(玄番允)

人権

◆人権擁護委員会特設人権相談
 5月1日～7日(憲法週間)に合わせて開設します。

とき 5月1日(金)
 午前10時～正午、午後1時30分～3時30分
 ところ 相談室2
 (市役所別館3階)

◆共通
 申込方法
 電話、FAXまたは直接
 申込・問合せ 人権市民相談課
 ☎06(6902)6079
 FAX06(6902)3264

◆教育のチェックポイント
 ○火災予防の基礎
 ○作業などの安全管理

◆事業者の皆さんへ
 防火・防災教育を実施しましょう

狭い道路や消火栓付近の駐車はやめましょう

狭い道路や消火栓付近に車を駐車していると、消防車や救急車の走行や消火栓の使用に支障が出る場合があります。迅速な消火・救急活動のためご協力をお願いします。

問合せ 門真消防署
 ☎06(6902)0119

◆市民救命士講習
 成人や小児、乳児への心肺蘇生法やAEDの取り扱い、止血方法などを学びます。

※詳しくは近隣の消防署に問い合わせまたは守口市門真市消防組合ホームページ参照

問合せ 守口市門真市消防組合 消防本部警備課
 ☎06(6906)1305

◆緊急通報システム
 緊急通報システム
 をご利用ください

スマートフォンから簡単な画面操作で119番通報ができます。利用するには登録が必要です。

登録受付時間 随時
 ※時間は午前9時～午後5時
 登録場所 守口市門真市消防組合 消防本部
 対象 市在住・在勤・在学中で聴覚・言語障がいや音声による119番通報が困難な人
 費用 無料
 持ち物 携帯電話またはスマートフォン
 ※駐車場なし
 問合せ 守口市門真市消防組合 消防本部司令課
 ☎06(6906)1122

◆加入の届出
 職場の健康保険などを脱退した場合は、国民健康保険の加入の届出が必要です。

◆国民健康保険の加入・脱退の届出は忘れずに
 国民健康保険の加入・脱退の届出は忘れずに

◆後期高齢者医療歯科健康診査
 4月下旬～5月上旬に「歯科

◆後期高齢者医療歯科健康診査
 4月下旬～5月上旬に「歯科

◆後期高齢者医療歯科健康診査
 4月下旬～5月上旬に「歯科

◆後期高齢者医療歯科健康診査
 4月下旬～5月上旬に「歯科

◆後期高齢者医療歯科健康診査
 4月下旬～5月上旬に「歯科

◆国民健康保険の加入・脱退の届出は忘れずに
 国民健康保険の加入・脱退の届出は忘れずに

◆後期高齢者医療歯科健康診査
 4月下旬～5月上旬に「歯科

◆後期高齢者医療歯科健康診査
 4月下旬～5月上旬に「歯科

◆後期高齢者医療歯科健康診査
 4月下旬～5月上旬に「歯科

◆後期高齢者医療歯科健康診査
 4月下旬～5月上旬に「歯科

◆後期高齢者医療歯科健康診査
 4月下旬～5月上旬に「歯科